

相続登記の申請に必要な書類

〒604-8145
京都市中京区東洞院錦小路上る
元竹田町631-3
エステートビル四条烏丸5F
ナカジマ司法書士事務所
司法書士 中 島 忠 之
TEL 075 (585) 2804
FAX 075 (585) 2807

《市役所・区役所で取得する書類》

1. 被相続人（＝お亡くなりになった方）の出生から死亡までの戸籍謄本、
改製原戸籍謄本、除籍謄本
2. 被相続人の住民票除票（**すべて省略なしのもの**）
3. 相続人全員の現在戸籍謄本（重複するものは1通で可）
4. 相続人の住民票（**すべて省略なしのもの**）または戸籍の附票

（すべて省略なし）とあるものは本籍等が省略されるのを防ぐため、必ず窓口で「**全ての項目を省略しないで発行してください**」とお伝え下さい。料金は同じです。

5. 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に添付します）

《法務局で取得する書類》

6. 不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）
7. 固定資産税の納付書
8. 相続物件の権利証
(被相続人の不動産の相続物件確定及び相続漏れを防ぐため、できればご持参下さい。)
9. 公的身分証明書（運転免許証、健康保険証 等）
(※有効期間をお確かめ下さい)

上記1から4の書類につきましては、被相続人の最後の本籍地及び生年月日をお知らせ頂きましたら、当方で取得可能です。

6につきましては、固定資産税の納付書をお持ち顶きましたら、当方で取得可能です。

なお、お越しになる際はお認印をお持ち下さい（委任状押印用）。